

平成18年4月から

児童手当の支給対象が 小学校6年生終了まで拡大

平成18年4月1日から児童手当法が改正され、支給対象児童の年齢が小学校3年生終了までから小学校6年生終了までに拡大されました。また、従来の所得制限限度額（下図参照）も引き上げられました。



4月末に対象児童のおられる世帯に案内を送付していますが、まだ認定請求のお済みでない方は9月30日までに提出してください。

また、公務員・団体職員（郵政公社・独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。

なお、9月30日受付分までは法施行の4月までさかのぼって手当が支給されますが、10月以降の受付の場合は請求月の翌月分からの支給になりますので、必ず期限内に提出してください。

現況届も忘れずに

現在、児童手当を受給されている方は、6月中に「現況届」を提出してください。

手続きの案内を6月1日付で送付しています。この届出は、6月1日現在の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を支給できるかどうかを確認するためのものです。この届出をしないと6月分以降の手当が支給できませんので、

必ず6月中に提出してください。

公務員・団体職員（郵政公社・独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。

現況届の手続きに必要なもの

- 現況届（支所にも備え付けています）
- 年金加入証明書
（国民年金加入者は不要）
- 平成18年1月2日以降に本市に転入された方は、**平成18年度所得証明書**（児童手当用）

（平成18年1月1日現在の住所地の市町村で、発行を受けてください。市町村によって発行開始日が異なりますので、いつから発行できるのか、確認してください。）

※そのほか必要に応じて書類を提出していただく場合がありますので、印鑑をお持ちください。

児童手当 所得制限限度額表

（単位：万円）

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

※ 以降、扶養が1人増えるごとに限度額が38万円増

※ 老人扶養親族が1人につき限度額が6万円増

問い合わせ
児童福祉課
☎ 65 - 0705
FAX 63 - 4085